

# 虐待対応フロー（概要版）

## 長岡京市「養護者による高齢者への虐待」対応フローの概要

初動段階（相談・通報・届出の受理から虐待の認定まで）

### （１）相談・通報・届出の受理

- ・ 関係機関や地域住民、高齢者本人等からの高齢者虐待（疑いを含む）に関する相談や通報、届出を受理します。

※通報者や相談者を特定させる情報を漏らすことはありません。

### （２）通報内容の共有、事実確認方針の協議

- ・ 高齢介護課、地域包括支援センターを中心に、通報内容を共有し、通報受理時点における緊急性の判断や、事実確認を行う内容と方法、担当、期日等を協議します。

### （３）事実確認

- ・ 高齢者本人や養護者、関係者への訪問調査等により、虐待状況の事実確認を実施します。

### （４）虐待の認定（判断）、対応方針の決定

- ・ 事実確認情報を整理し、虐待の認定（判断）や緊急性の判断を行い、虐待の解消に向けて対応方針と役割分担を決定します。

### （５）具体的な支援、介入

- ・ 対応方針に基づき被虐待高齢者や養護者が、より安心して生活できるように、介護保険サービスの導入や成年後見制度の利用等に向けた支援、介入を行います。

### （６）実施した支援の評価、対応方針の見直し

- ・ 実施した支援の評価を行います。
- ・ 必要に応じて対応方針の見直しを行い、虐待が解消されるまで支援を継続します。

### （７）虐待対応の終結

- ・ 虐待状況が解消されたか確認し評価の上、対応の終結の判断を行います。
- ・ 虐待解消後の必要な支援については、引き継ぐ機関を明確にします。

対応段階

終結

※養護者とは、高齢者を現に養護する者であり、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当します。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

相談・通報・届出受理機関

担当	機関名	電話番号	ファクス番号	窓口受付時間
市内全域	長岡京市役所高齢介護課	075-955-9713	075-951-5410	月～金曜日（祝日除く） 8時30分～17時15分
	（夜間休日） 長岡京市役所（代表）	075-951-2121	075-951-5410	上記の時間以外
概ね 長中校区	東地域包括支援センター	075-963-5508	075-958-6909	月～土曜日（祝日除く） 8時30分～17時00分
概ね 二中校区	北地域包括支援センター	075-955-9007	075-955-4232	月～土曜日（祝日除く） 9時00分～18時00分
概ね 三中校区	南地域包括支援センター	075-957-1119	075-957-1130	月～土曜日（祝日除く） 8時30分～17時00分
概ね 四中校区	西地域包括支援センター	075-323-7889	075-951-2211	月～土曜日（祝日除く） 9時00分～17時30分